津市子ども・子育て会議について

1 設置根拠

津市子ども・子育て会議条例(平成25年津市条例第31号)に基づき設置 ※法的根拠 子ども・子育て支援法第72条第1項、地方自治法第138条の4第3項

2 会議の目的

津市子ども・子育て会議は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定、「子ども・子育て支援事業計画」の策定や変更、また当該事業計画の進捗管理などに関して、保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者などの幅広いご意見をお聴きし、市はそのご意見を施策に反映させ、実施していくことを目的としています。

3 所掌事務

- 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定に関すること
- 特定地域型保育事業(小規模保育や事業所内保育等)の利用定員の設定に関すること
- 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること
- 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議 に関すること

4 委員構成等

- ●委員20人以内
 - (1) 学識経験のある者(3人)
 - (2) 子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者(3人)
 - (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者(4人)
 - (4) 子ども・子育て関係団体の代表者(4人)
 - (5) 公募による者(4人)
 - (6) その他市長が必要と認める者(2人)
- ●仟期 2年
- ●会長1人・副会長1人を置く(委員の中から互選により選任)

5 会議の運営

- ●会議は、必要に応じて会長が招集(少なくとも1週間前までに招集の通知)
- ●委員の半数以上の出席により会議成立
- ●会長が議長となり、議事を進行

6 会議の公開

- ●会議は、津市情報公開条例第22条及び第23条の規定に基づき、基本、公開審議
- ●傍聴者 定員10名(先着順)
- ●会議録 公開

(記載事項)会議の日時及び場所、出席者の職氏名、議題、議事の概要、その他必要と認め る事項